

業務委託の質問に関する回答書

建建指第2684号
令和5年3月10日

横浜市建築局建築指導部
建築指導課建築安全担当課長

委託名 令和5年度空家等の相談に対する初期対応（現場調査等）業務委託

上記委託に関し、以下のとおり質問がありましたので、回答します。

No.	設計図書該当箇所	質問	回答
1	業務委託仕様書 6委託業務内容 (1)現場調査及び報告	仕様書「6委託業務内容(1)現場調査及び報告」において、調査員は当該案件の関係者や近隣居住者からの質問に対応することと定められているが、調査員は資格や実務経験等の必要な要件があるか。	調査員には、資格や実務経験等の要件はありません。仕様書に記載のとおり、一級建築士又は二級建築士の資格を持った者が現場調査員を監督する体制により実施してください。
2	業務委託仕様書 6委託業務内容 (3)戸籍等の取得による通知対象者の調査、確定及び報告	仕様書「6委託業務内容(3)戸籍・除籍謄本、原戸籍謄本、戸籍の附票、住民票及び除籍の取得による通知対象者の調査、確定および報告」において、資格を持つ者が実施することと定められているが、再委託で実施する場合の委託費は受注者負担となるか。	横浜市との協議を経て再委託する場合の委託費は、横浜市から直接受託した者の負担となります。
3	業務委託仕様書 6委託業務内容 (5)通知文を送付した通知対象者等からの質問回答	仕様書「6委託業務内容(5)通知文を送付した通知対象者等からの質問回答」において、窓口を設置することとなっているが、常時対応可能な体制として専任者の配置は必要か。 また、通知対象者から同時入電があった場合の対応として、複数回線の確保が必要か。	電話を受信できる窓口の設置にあたっては、専任者の配置及び複数回線の確保は必須ではありませんが、時間を空けて複数回かけても電話がつかまらないような状況は避けてください。 回線の増設が必要となった場合は、別途協議します。
4	業務委託仕様書 6委託業務内容 (7)確認票提出者への電話によるフォローアップ	仕様書「6委託業務内容(7)確認票提出者への電話によるフォローアップ」において、電話による情報収集及び空き家等の適切な管理又は改善に向けた助言を行うことと定められているが、初回の電話連絡が不通の場合、日時を変更して更なる連絡が必要か。	確認票提出者への電話によるフォローアップについては、一度の電話で不通の場合は、時間や曜日を変えて5回以上の再連絡を試みてください。

【お問合せ】

横浜市建築局建築指導部建築指導課
建築安全担当：陣内、吉村
TEL 045-671-4539 FAX 045-681-2434
E-mail : kc-anzen@city.yokohama.jp